

一般質問発言通告書

平成26年9月 2日
午 時 分受付
(通告書 枚)No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成26年9月2日

つくば市議会議長様

つくば市議会議員 北口ひとみ 印

質問事項	要 旨	答 弁 者
1. つくば市農業基本計画について	現在、策定中の「つくば市農業基本計画」の進捗状況について伺います。	担当部長
2. つくば市総合運動公園について	総合運動公園土地取得に至るまでの協議および交渉の経緯に関して伺います。 (1) 土地取得について ア. 平成26年6月議会の一般質問で「正面路線価18200円も参考にした」との答弁がありましたが、どのように参考にしたのですか。 イ. 平成26年3月議会の塩田議員の質問に「課税標準、いわゆる評価額は1万8,200円で、そのベースになる取引事例額、小売価格ですか、鑑定を見れば、これは正確に言いますと2万6,100円、ただし時点修正をする前、平成23年でございます。平成23年のその額をもとに評価額は1万8,200円」との答弁がありましたが、その根拠について伺います。 ウ. 不動産鑑定業務委託が企画課と道路課から各1社ずつ行われた理由と、高い鑑定評価額を採用した理由を教えてください。 エ. URとはいつ・どのように協議を進めたのですか。 (2) 候補地選定にあたり40haの根拠について「都市公園法 施行令上、全体の面積の2分の1以上の敷地が必要で、敷地要件は、20ヘクタールの運動公園施設が必要な場合には40ヘクタール以上の敷地が必要である」と答弁がありました。何故、20ha必要なのか説明をお願いします。	市長 担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。